



## 後期高齢者医療制度からのお知らせ

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014  
県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎087-811-1866

### 被保険者証を9月中旬に再送付します

現在の被保険者証は、9月30日（金）までです。10月から使用する新たな被保険者証は、被保険者全員に9月中旬以降に『特定記録郵便』（緑色の封筒）で送付します。9月末までに被保険者証が届かない場合は、健康課までお問い合わせください。

※県後期高齢者医療広域連合から、住民票に記載されている住所地へ送付します。送付先の変更などの個別対応はできません。住所地以外への送付を希望する人は、事前にお近くの郵便局で転送の届け出を行ってください。

被保険者証は2回（7月・9月）送付します。9月中旬以降に送付する被保険者証は、10月1日（土）から令和5年7月31日（月）まで使用できます。

#### ●被保険者証などを受け取ったら

被保険者証などに記載されている内容に間違いがないか確認してください。記載内容に相違がある場合は、健康課へお申し出ください。

#### ●有効期限の切れた被保険者証の返還

現在お持ちの被保険者証は、10月1日（土）以降は使用できません。健康課または各支所に返却するか、各自で裁断し破棄してください。



▲9月中旬以降に送付する被保険者証は  
だいたい色の縞々ありから  
しまし縞々なしに変更になります。  
(有効期限は令和5年7月31日まで)

### 窓口負担割合（2割）の新設に伴う配慮措置があります

10月1日（土）から、窓口負担割合に2割（負担区分：一般Ⅱ）が新設されます。窓口負担割合の引き上げに伴う急激な負担の増加を抑えるために、窓口負担2割対象者には、施行後3年間（令和7年9月30日（火）まで）、外来診療に係る自己負担限度額に配慮措置が実施されます（入院の医療費は、配慮措置の対象外）。

なお、配慮措置による給付を受け取るためには、高額療養費支給口座の申請が必要になります。制度開始時点で、高額療養費支給申請口座の登録がない窓口負担2割対象者の人には、10月頃に事前申請用の書類を送付します。この機会に申請してください。

※後期高齢者医療制度の高額療養費は、一度申請しておくことで、該当時には自動的に申請口座に振り込まれるので、大変便利です。

#### 【負担区分：一般Ⅱの外来自己負担限度額】

(A) 通常の自己負担限度額	18,000円
(B) 配慮措置による自己負担限度額	6,000円 + (外来給医療費が30,000円を超えた場合、その超えた分の10%)

(A) と (B) のいずれか低い方の金額を限度額とします



## 国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005  
善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

**国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある皆さんへ**

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の年金額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料については、10年以内であればさかのぼって納める（追納する）ことができます。

ただし、免除などを受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。追納は、古い月のものから納めることとなります。

**知っていますか？**  
**国民年金の任意加入制度**

60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間（10年）を満たしていない人や、40年の納付済み期間がないため、老齢基礎年金を満額受給できない人で、厚生年金や共済組合に加入していない人は、次のとおり60歳を過ぎても国民年金に任意加入することができます。

①年金額を増やしたい人は、65歳まで

**社会保険労務士による無料年金相談（要予約）**

●日時・場所  
9月14日（水）  
午前10時～午後3時  
危機管理センター

●持っていくもの  
基礎年金番号の分かるもののほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人の場合は、委任状および代理人本人であることを確認できるもの。

●申し込み・問い合わせ  
街角の年金相談センター  
高松（オフィス）  
☎087・811・6020

②受給資格期間を満たしていない人は、70歳まで（昭和40年4月1日以前に生まれた人に限る）

③海外に在住する日本人は、20歳以上65歳未満の人

申し込みの手続き  
基礎年金番号の分かるものまたはマイナンバーカードなど、本人確認ができるものを持って、市民課、各支所または年金事務所ですべての手続きをしてください。



## 敬老祝金をお渡しします

▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015

9月15日時点で市内に在住する、数え年で88歳の人と100歳以上の人に、敬老祝金をお渡しし、ご長寿をお祝いします。

**該当者**

- 昭和10年1月1日～12月31日に生まれた人
- 大正12年12月31日以前に生まれた人

**祝金の額** 1万円

**お届け方法**  
民生委員・児童委員がお届けします。

100歳以上の人で市長の訪問を希望する人は、市長からお渡しします。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、市長訪問は中止になる可能性があります。

**お届けする時期**  
9月中旬～10月中旬